犬や猫の飼い方マナーを守っていますか？

生活環境課　☎0465-85-5010

▶▷▶犬の飼い方マナー

必ず登録をして、
狂犬病予防注射を受けさせましょう。

生後91日以上が経過した犬を飼う場合は、町への登録（生涯1回）と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。注射を実施しない場合は「注射未実施」として狂犬病予防法により処罰の対象となります。
また、死亡や移転（引越し）などによる登録の変更手続きを行わない場合も同様です。

放し飼いにせず、
鑑札・注射済票を首輪に付けておきましょう。

鑑札と注射済票は迷子札の代わりにもなります。

無駄吠えをさせないようにしつけをしましょう。

飼い方・しつけの相談は神奈川県動物愛護センター（☎0463-58-3411）へお電話ください。

犬のふん・尿は適切に処理しましょう。

近年、ふんの放置による近隣トラブルが後を絶たないのが現状です。日頃から自宅で排せつを済ませてから散歩に行く習慣をつけましょう。悪天候や災害時でも負担なく排せつできるよう、普段から対策を考えておくことが大切です。
散歩の際は、ペットシートや水を入れたペットボトル、ビニール袋を用意しておきましょう。路上・水路・田畑・住宅の門や壁などでふんをした場合は、必ず持ち帰って処分してください。尿についても、汚れや臭いが残らないよう水で流す、またはペットシートで吸収するなどの後始末を行ってください。

▶▷▶猫の飼い方マナー

屋外に餌を放置することはやめましょう。

繁殖を望まないのであれば、
不妊去勢手術を受けさせましょう。

近隣の庭や田畑に
ふんをさせないようにしましょう。

飼い主のいない猫についても避妊または去勢手術の支援事業があります。詳しくは下の二次元コードご確認ください。

◀神奈川県動物愛護センターホームページ

飼い猫には首輪を着用させましょう。

迷子や事故にあった際に野良猫との区別ができます。

マナーに関する苦情が増えています！

飼い主の皆さんは、
マナーを守り、
責任持って
飼育しましょう！



☆町制70周年記念事業☆

11月8日（日）におおい中央公園で開催する
『第15回環境展』でドッグランとしつけ教室を開催！
お越しの際は、必ず狂犬病予防注射済票をご持参ください。

【しつけ教室時間】10:30～11:30／13:00～14:00
※自由にご参加いただけます。